

武庫川女子大学寮則

昭和35年9月1日

(目的)

第1条 この寮則は、武庫川女子大学学則第68条第2項及び武庫川女子大学短期大学部学則第60条第2項に基づき、武庫川女子大学及び同短期大学部における寮（以下「学寮」という）の管理・運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 学寮は本学院の教育方針に従い、寮生の共同生活を通じ、高い知性と高雅な徳性を磨くために設けられた教育施設とする。

2 学寮及びその附属施設・設備は、学寮本来の目的以外に使用することはできない。

(交換留学生)

第3条 交換留学生の寮生活に関しては、この寮則に定めるほか必要な事項は、別に定める。

(管理・運営)

第4条 学生部長が寮監として全寮を統括する。

2 学寮に住み込み管理人をおき学寮の管理・運営にあたる。

3 住み込み管理人は、寮監を補佐し、学寮の事務、寮生の生活の相談・助言・指導に携わる。

(入寮)

第5条 入寮を希望する者は、原則として下記の条件を満たしている者とする。

(1) 健康で集団生活が可能なる者

(2) 1年以上は在寮できる者

(退寮)

第6条 寮監は、次のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることができる。

(1) 納入期限から2ヶ月を過ぎても寮費、その他所定の経費を納めなかったとき

(2) 風紀を乱す行為のあったとき

(3) 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき

(4) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適さないと認めるとき

(5) 退学（除籍を含む）又は停学を命ぜられたとき

(6) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき

(寮経費)

第7条 寮生は在寮期間中、寮費及びその他の諸経費を期限内に納入しなければならない。

2 寮費及びその他の諸経費については、別に定める。

(在寮期間)

第8条 学寮の在寮期間は、本学在籍中とする。

(休寮期間)

第9条 学寮の休寮期間は、原則次のとおりとする。

(1) 12月29日から1月3日

(2) 3月29日から3月31日

(3) その他、メンテナンス、改修工事、感染症の流行で閉鎖が必要となった場合

2 上記期間に関して寮費の返還は行わないものとする。

(寮則の改廃)

第10条 この寮則の変更は、学長が行う。

(補則)

第11条 この寮則に定めのない事項については、別に定める。

附 則
この寮則は昭和35年9月1日から施行する。

附 則
この寮則は昭和56年1月8日から施行する。

附 則
この寮則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は平成元年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は平成3年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は平成13年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は平成16年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は平成27年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は平成30年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は平成31年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は令和2年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は令和6年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は令和7年4月1日から施行する。

附 則
この寮則は令和8年4月1日から施行する。